

令和6年度 恩納村立幼稚園入園案内

幼稚園とは、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。

令和6年度幼稚園対象年齢のお子様がいる家庭に、入園案内を送付しています。

※幼稚園については、義務教育ではないため、必ず申し込む必要はありません。

入園希望の方は申し込みを行ってください。



1. 入園資格

恩納村内に居住する満5歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児※転入予定者を除く

5歳児（平成30年4月2日から平成31年4月1日までに生まれた幼児）

2. 教育時間

教育時間：8：00～13：00

※登園は8：00以降にお願いします。

3. 休業日

土・日・祝日及び慰霊の日、学年始休業日、夏休み、冬休み、春休み、その他園長が必要と認めた日

4. 利用者負担額

幼稚園保育料は**無償**となります。ただし、教材費等を園にて徴収します。

5. 提出・必要書類

①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定書(現況届)〈兼 利用申込書〉

②同意書

③家庭調査表

④健康診断書

⑤マイナンバーが確認できる書類

※書類提出の際に、マイナンバー等の確認を行いますので、下記(1)及び(2)をご提示ください。

(1)マイナンバー確認 下記のうちから1点

- ・マイナンバーカード
- ・通知カード
- ・住民票の写し(マイナンバーが記載されているもの)

(2) 身分を証明するもの 下記のうちいずれか

(顔写真があるもの) 次のうちから1点

マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート
身体障害者手帳 等

(顔写真がないもの) 次のうちから2点

健康保険証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
生活保護受給者証、医療受給者証、社員証、学生証 等

-----以下は必要がある方のみ-----

⑥住民票謄本または戸籍謄本

(例)

- ・転入予定者
- ・村内に在住していない世帯員がいる場合。
- ・兄弟が進学や療養のために村外や県外に住所がある場合。
- ・村内の幼稚園へ通うため、園児のみ村内に住所がある場合。

⑦所得課税証明書

令和6年1月1日時点で恩納村内に住所がない方。

■代理人が手続きする場合

保護者以外の方が代理で申請する場合、申請書に記載された保護者のマイナンバーが確認できる書類、代理人の身分証明書の提示、委任状の提出が必要になります。

令和6年度 恩納村立幼稚園の運営について

○安富祖幼稚園 **休園**

令和6年度は安富祖保育所にて5歳児を受け入れし、令和8年度の安富祖公立幼保連携型認定こども園移行に向けて、幼児教育及び子育て支援の充実を図ることを目的に先行して取り組みます。

※安富祖保育所での受け入れとなりますので、申し込みは保育所入所申し込みです。

保育所入所申し込みの受付は令和5年11月1日(水)から開始です。場所は恩納村役場福祉課窓口となります。

※安富祖校区にお住まいで、幼稚園を希望する場合は恩納村教育委員会学校教育課までご相談ください。

○山田幼稚園 **休園**

人員確保が困難で、現在の職員体制で安全に運営することが出来ないため、令和6年度も引き続き休園となります。

※山田校区在住の幼稚園対象児童は仲泊幼稚園への通園となります。

恩納村立幼稚園施設一覧

施設名	住所	電話・FAX	備考
安富祖幼稚園	〒904-0402 字安富祖1873番地	電話 967-8210 FAX 967-8266	令和6年度 から休園
喜瀬武原幼稚園	〒904-0403 字喜瀬武原458番地 16		平成28年 度から休園
恩納幼稚園	〒904-0411 字恩納6069番地1	電話 966-2200 FAX 966-2256	
仲泊幼稚園	〒904-0415 字仲泊433番地	電話 965-4375 FAX 965-4755	
山田幼稚園	〒904-0416 字山田997番地		令和5年度 から休園

令和6年度 恩納村立幼稚園預かり保育利用案内

恩納村立幼稚園に入園した園児を対象に、教育時間の終了後に、保育を必要とする世帯へ子育て支援の一環として預かり保育を実施します。

希望する方は、申し込みを行ってください。

1. 利用条件

恩納村立幼稚園に在園する園児で、保護者が下記の事由により午後の保育を必要としていること。

事由	必要書類
就労	【村指定様式】 就労証明書 自営業・内職・農業・漁業・その他証明書
看護・介護	【村指定様式】 看護（介護）状況報告書及び診断書（看護・介護用）
出産	親子健康手帳の写し ※分娩予定日または出産予定日が明記されているページ
療養	【村指定様式】 診断書（保護者等用）
その他必要と認められるとき	恩納村教育委員会学校教育課までご相談ください。

村立幼稚園(5歳児)

1号認定
(教育標準時間認定)
8:00~13:00
夏・冬・春休み
あり

➡
教育時間
終了後

保育を必要とする
事由に該当

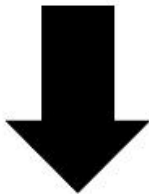
就労

看護・介護

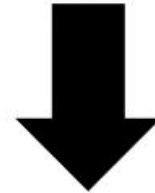
出産

療養

その他必要と認められるとき



降 園



預かり保育利用

2号認定
(保育認定)
13:00~18:00
夏・冬・春休み
8:00~18:00

1号認定・・・親が就労していないため保育の必要性がない3歳から5歳のこども

2号認定・・・親が共働きのため保育の必要性がある3歳から5歳のこども

2. 提出・必要書類

① 預かり保育申請書

② 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請兼現況届(法第30条の4第2号・第3号)

※無償化のための申請書

③ 預かり保育に係る誓約書

④ 保育を必要とする事由を証明する書類

※令和6年度4月以降に勤務先や就労状況が変更になった場合は、再度、必要書類の提出をお願いします。

保育を必要とする事由を証明する書類は恩納村教育委員会学校教育課窓口または恩納村役場ホームページよりダウンロードできます。

3. 預かり保育実施期間

入園の翌日から翌年の3月28日まで

4. 預かり保育実施時間

教育時間終了後の13:00から18:00

長期休業中(夏休み・冬休み・春休み)は
8:00から18:00

5. 預かり保育実施場所

通園している幼稚園

6. 休業日

土・日・祝日及び慰霊の日、年末年始(12月28日~1月3日)、修了式の2日前から修了式まで、その他園長が必要と認めた日

7. 預かり保育料

幼児教育無償化により、保育を必要とする事由に該当し認定を受けた場合、預かり保育料は**無償**となります。

8. 食事・おやつ

給食のない4月と長期休暇中（夏休み・冬休み・春休み）はお弁当持参。

おやつは各自持参。

9. 送迎

保護者が送迎し、時間厳守すること。

その他、ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

【恩納村教育委員会 学校教育課】

〒904-0492

恩納村字恩納2451番地

TEL 098-966-1209



サンゴの村宣言

Onna Village in Okinawa

